

明治初年の土地所有権の法的性格について(二)

宮 川 澄

はしがき——問題の提起——

- 一 徳川期における土地に対する支配関係(以上第二二卷三号)
 - 二 明治維新における土地立法と土地所有権(以下本号)
 - 三 一八七二年(明治五年)以降の土地立法の変遷
- 以下次号——

二 明治維新における土地立法と土地所有権

前項(一 徳川期における土地に対する支配関係)で、土地に対する封建領主と耕作農民の、それぞれの支配関係について考察をなした。ところが農業における商品Ⅱ貨幣経済の漸次的侵透によって農業関係に変化が生ずることになった。この農業における経済的变化が普遍的なものとなることによつて、これまで封建制そのものを支えてきた封建領主Ⅱ耕作農民という基本的な社会関係に、矛盾が生ずることになったことを知ることができた。この矛盾の解決はいうまでもなく政治的変革を導くことになる。明治維新はそうした政治的変革として登場させられた。この政治的変革

——明治維新——は、これまでの土地関係における封建的領有制を廃止する。そしてその法律的表現は、いうまでもなく土地に対する私的所有の法認という法的形態をとつて実現される。法史的考察をなす限り、これは明治維新以後の一連の土地立法にもとづく法制的規制によつて、はじめて達成されることが明らかとなる。従つて、こうした法史的事実は明治維新という政治的変革によつて、直ちに土地所有権の確認が法制的に実現したものではないことを意味している。この明治維新以後の一連の土地立法にもとづく土地に対する私的所有の法認は、明治政府の指向した殖産興業政策——日本資本主義の發展を企図する——によつて育成される、經濟的諸要求を達成するための法的手段として、国家的に承認されたものであった。従つて、こうした明治政府の諸要求の分析の上に土地所有の法認は、現実には耕作農民そのものに対してではなく地主に対して、土地に対する私的所有を法認するという法的意味を結果する。こうした法的事実にもとづいて、明治初年の土地立法は、地主に対する土地の私的所有の法認を指向したものと把握せざるをえない。

ところが、これまで日本の土地所有権を問題とする場合、明治維新直後に農民的土地所有権が法認されたと理解されてきた。この根拠として一八六八年(明治元年)二月一八日の太政官布告第一〇九六号が引用されている。

『拝領地並ニ社寺地等ノ除地ノ外、村々ノ地面ハ總テ百姓持ノ地タルヘク、然ル上ハ身分違ノ面々ニシテ買取候節ハ必ス名代差出シ村内ノ諸役無ニ差支為ニ相勤ニ可レ申事……』(法令全集 明治元年四ページ)

とされている。ここでは『村々ノ地面ハ總テ百姓持ノ地タルベキ』ものとされている。ここから前記のような主張——農村一般の土地が百姓の所有地として法制的に規定されたとする主張——が導き出されることになる。⁽¹⁾しかし、ここで『百姓持』とは、どういう意味であるかを吟味しておかなければならない。このためには、『持』という意味を所

有と同じ意味に単純に理解してもよいかが問題となる。『所持』という言葉は、これまで動産・不動産を通じて使用されていた。このことは所有、つまり処分の権能をもっている場合の意味で使用されていたことを意味している。従って、『百姓持』という用語は、現在近代法上で一般に理解されているものと異つて、百姓の所持¹¹処分の権能をもつという意味で理解する必要がある。明治維新以後においても、近代法制度がこの社会の一般的な法制度として体系づけられる以前にあつては、やはり旧社会で与えられた一般の意味が継受されたという理解を必要とする¹²。と同時に、一八六八年（明治元年）一月一八日の太政官布告第一〇九六号によつて、明治政府が『百姓持』を明確にしたのは、旧来の貢租負担者としての『百姓』をそのまま貢租負担者として指定するための措置に過ぎなかつた。このことはこの布告が『法規分類大全』で、租税徴収の部に分類されていることによつても、封建的地代負担者の確定であるとなしうる¹³。いうまでもなく、明治維新直後の政府の基本的立場は、中央集権を確立し、その強力な国家機構を整備・確立することであつた。このため、これまでの封建的体制を廃止し、自己の政治的支柱となる諸階層を新に育成することであつた。明治政府の一連の諸政策はそうしたためであつた。このことは日本資本主義を發展させることによつて実現させられる。このため、それに必要な前提となる改革のうちで、もっとも中核となるものは、地租改正の事業であつた。これは資本の本源の蓄積を強行し、日本資本主義を育成・發展させるために必要であつた。同時に、それは封建的貢租と封建的土地領有制を廃止することができる。しかし、こうした封建的諸法制の廃絶の後に、眞の自由な農民を創り出すことは、明治政府の企図と矛盾することになる。このため明治初年の土地立法について若干の考察をなさざるをえない。

一八六七年（慶応三年）一月二二日に萬機を親裁し、博く會議をとることになった。しかし同年一月二五日、

京都市中への制札にはつぎのように規定していた。すなわち、

『徳川祖先ノ制度美事良法ハ其儘被差置御変更無之候間列藩此聖意ヲ体シ……其領内へ不洩様領主ヨリ篤ト可申渡候事』

となつてゐる。こうして旧幕府の美事良法は、これまで通り変更せず存続させられることになつた。このことは政体の変革によつて人民が動揺することをおそれたこと、とくに直接関係の深い租税法も旧慣の通りとなした。一八六八年(明治元年)八月七日の太政官布告がこのことを明らかにしている。⁽⁴⁾ すなわち、

『一 諸国税法之儀其土風ヲ篤ト不相弁新法相立候テハ却テ人情ニ戻リ候間先一兩年ハ旧慣ニ仍リ可申事』

とされている。そのため民事裁判のごときは徳川時代においても慣習法が重要な地位を占めていたので、明治になつても、新法が制定されるまでは、旧慣によらざるをえなかつた。⁽⁵⁾ また一八六九年(明治二年)六月四日の民部官布告においても、旧慣により裁判することを指示している。すなわち、

『各府県ニ於テ取捌候山林田質地質金銀出入等、区々ノ裁判モ有之哉ニ相聞、右ハ応ニ時機ニ各施行致シ候儀ニハ可レ有之候得共、海内一致ノ所置ニ無之候テハ、人民疑惑ヲ生ジ可レ申ニ付、追テ永世ノ御制法御確定相成候迄、旧法ニ寄り可レ致裁判ニ、尤其土地人民ノ情態ニ寄り差向改正不致候テ差支候カ、或ハ難レ決等有之候節ハ、早速当官ヘ可ニ伺出事』

とされている。このことは明治維新以後においても、なおしばらく人々の現実の社会生活に旧法が生きており、人々の社会生活を律する法規としての強制的規範性をもつていたことを示すものである。旧法のもとでは、すなわち、封建的土地領有関係のもとでは、農民に対して制限的土地所有が許されていたに過ぎない。そのため農民は自己の田畑でありながらこれを自由に売買することができず、またこれを細分(分地)することを禁じられていた。さらに自己の好む作物を栽植することの自由もなかつたわけである。ところが封建的領有制が廃止されたことは、これらの諸制限が廃止されることになる。このことは同時に農民に対する土地の私的所有の制限が解除されたことになる。そし

て、これは一層強化されて、法律によって定められている場合の外は、その私的所有を侵犯されることがないとされる⁽⁶⁾。これが明治維新以後の土地所有権の法認というこの意味である。だが、この時期までは、土地立法上こうした法認はえられていなかった。そして土地所有権に対する近代法的な理解を主張するためには、それが権利Ⅱ義務関係に立たされていることが前提とされなければならない。ところが、こうした近代法的な理解、つまり権利Ⅱ義務関係についての理解は、当然に性法（自然法）思想についての紹介を通じて理解されることにならざるをえない。そこで性法（自然法）がどのようにして紹介されることになったかを考察しておこう。

徳川期に設置された蕃書取調所の教授・教授手伝・翻譯方であった西周、津田真道、市川斉宮、加藤弘之、福地源一郎、神田孝平、箕作秋坪、柳河春三、福沢諭吉、外山正一などによって、ヨーロッパの法律思想の紹介がなされていた。ことに津田真道は『泰西国法論』を一八六六年（慶応二年）に開成所から発行し、また西周は『万国公法』の邦訳を一八六八年（明治元年）に発行することによって、性法（自然法）思想が紹介されることになったことは周知のことである。これ以後幾多の法律書の翻譯が、フランス的自然法思想を一般化するに役立ったことはいくまでもない⁽⁷⁾。ことにナポレオン法典の存在が紹介されたのは、一八六九年（明治二年）であった。このナポレオン法典の紹介は、栗木鋤雲の手によってなされた。いうまでもなく、このナポレオン法典は一八七〇年（明治三年）の江藤新平による日本民法典編纂とともに、明治初年の土地所有権について法的概念をあたえざるをえなくし、やがて日本民法典編纂事業の進展とともに、旧民法の規定として結果することになるわけである。この場合、ナポレオン法典が土地所有権の確定に一定の法理的根拠を提供したことになったのはいうまでもない。徳川幕府の外国奉行を勤めていた栗木鋤雲は、駐仏公使として一八六七年（慶応三年）八月より一八六八年（明治元年）三月まで巴里に滞在した。そして栗

木鋤雲は巴里滞在中に見聞した事実を一書にまとめ、一八六九年(明治二年)に刊行した。これが『暁窓追録』であった。この中でナポレオン法典について、つぎのような記述をなしている。すなわち、

『故ニ吏トナリテ上ニ在リ令ヲ奉スル者、民トナリテ下ニアリ令ヲ受ル者、共ニ此律ニ因リテ断定セラレ更ニ一語不服ノ者ナシ。遂ニ知愚賢不肖ヲシテ自ラ省ミ自ラ屈シテ健訟強訴ヲナサラムルニ至リ、字漏生、伊太利、荷蘭、是班牙等旁近ノ数大國皆此書ニ頼リ各其自國ノ律書ヲ改定シ、遂ニ英國ノ法学者モ、律者ハ「ナポレヲンコード」ニ依リ定メサルヲ不得ト云ニ至レリ。

余既ニ此説ヲ聞キ、又其徴ヲ見テ、極テ其書ノ政治ニ要ナルヲ知り訳司ヲシテ速ニ翻譯セシメンコトヲ欲セリ、然ルニ其書一種ノ語辭、所謂官府文字ノ類ニテ師ヲ得テ問質スルニ非サレハ徹底明暢ニ至ラサル処アリ、仍テ岡士(Congre)「フロリヘラルト」学士、和春ニ託シ、児貞ヲ扶ケ功ヲ竣シテ以テ我國ニ益センコトヲ約シタリ。同時佐賀藩ノ佐藤榮ナル者彼地ニ在リ邂逅シ、話次其事ニ及フ、彼レ早ク此書ノ善ヲ知り又其訳ノ難ヲ知り、大ニ予カ用心ヲ讀シ、成功ノ日一部ヲ繕写シテ其老侯ニ呈セン了ヲ跋望セリ』(同上 一七〇ページ)

となしている。さらに日本民法典編纂と結びついて一八七一年(明治四年)には、井上操によって『ボアソナード性法講義』⁽⁹⁾が刊行された。この『ボアソナード性法講義』によって、所有権についての理解がなされることになった。

それは『第二編 財産的法律関係』の『第一 財産ノ理論』で、所有権についてつぎのように説明していた。すなわち、

『所有権ハ使用シ^{ユゼ}獲収シ^{ウチウ}及ヒ処置スル^{シユウジ}ノ権ナリ。然レトモ既ニ述ヘシ如ク之ヲ行フニ当テ他人ヲ害スル事ナカルヘシ。所有ノ意ヲ以テ所有権ヲ分開セサル間ハ此三権(使用・獲収・処置ノ権)ノ境界ヲ定ムルニ於テ利益ナシ。更ニ他人ニ関スル所ナク所有者ハ一人ニシテ三権ヲ併有スルトキハ之ヲ全有権ト云フ。然レトモ全有権ヲ分割スルヲ得ヘシ。則チ使用スルノ権(又ハ使用権)ヲ以テ一人ニ与ヘ獲収ノ権ヲ以テ他ノ一人ニ与フヲ得ヘシ(是レ収束権ヲ有スル者ナリ)。此時ニ於テハ所有者ハ唯^{ユヅ}処^{ウチ}有^ウ権ヲ有スルノミナリ。使用スルトハ品物ヨリ生スル果実ヲ拾取セシテ只品物ノ自然ニ従フテ之ヲ自用ニ供スルヲ云フ。馬ハ之

レニ騎シ或ハ之レニ車ヲ引カシメ、家ハ之ニ住シ田園ハ之レニ逍遙シ、動産ナレハ其用法ニ從フテ之ヲ使フヲ云フ。

田圃庭園ノ使用權ノ有名無実ナラサルカ為メニ一般ニ法律ニ於テハ使用者ヲ許シテ自己ノ需要ニ供シ及ヒ其同居ノ需要ニ供スル丈ケ果実産物ヲ拾収スルヲ得セシム。獲収スルトキハ品物ノ自然ニ定期ニ其産スル所ノ果実ヲ拾収スルヲ云フ。土地森林池塘ハ天然ノ果実産物ヲ生シ、或ハ之ヲ人ニ貸ストキハ地代(ゲイ)（民法上ノ果実）ヲ与ヘ、家宅ハ屋賃ヲ与ヘ、雄雌ノ禽獸ハ其ノ子ヲ産シ及ヒ毛羽糞料等ノ諸産物ヲ生ス。則チ此諸果実産物ヲ得ルヲ獲収スルト云フ。

処置スルトハ品物ヲ他人ニ讓渡シ又ハ之ヲ交換シ又ハ之ヲ破毀スルヲ云フ。品物ニ付テ虚有ノ權ヲ有スル者モ尚ホ能ク品物ヲ他人ニ讓渡スルヲ得ヘシ。然リト雖モ他人ニ授ケン使用權ハ収実權ノ未タ絶止セサル間ハ虚有權ハ品物ヲ交換シ破毀スルヲ得ス。使用權ト収実權トニ際限アリテ必ス之ヲ有スル者ノ一生ニ止ル(レ)之ヲ有スル人死スレハ其ノ權モ亦消亡ス。

所有權ニ付テハ如此キ改様（虚有權・収実權及ヒ使用權ニ分開スル事）ノ外ニ尚供給ノ權(或ハ土地給用)ナル者アリ供給ノ權ハ土地ノ所有者ニ許ルシテ其土地ニ欠缺スル所ノ數種ノ利益ハ隣家ノ土地ヨリ之ヲ引用スルヲ得セム。即チ通行ノ權、觀望ノ權、収畜ノ權、吸水ノ權等ヲ有スルヲ云フ。供給ノ權ヲ利スルノ土地ヲ主領地ト云ヒ供給ノ義務ヲ負担スル土地ヲ服役地ト云フ。上文數種ノ場合其他是ニ類スル場合ニ於テ供給ノ權ハ始テ之ヲ立定セシ所有者ノ名氏ニ關シテ之ニ屬スルニ非ラス。後來其土地ニ所有權ヲ有スル者ハ都テ供給ノ權ヲ有スヘシ。是レ蓋シ供給ノ權ハ地主ヨリモ寧ロ地面ニ展スル者ナレハナリ。此ノ場合ニ於テハ供給ノ權ハ重畳ノ物上權ナリ。第一ハ既ニ言ヒシ如ク直チニ品物(即チ土地)ノ上ニ在ル權ナリ。第二ハ供給ノ權ハ品物ニ展スル故ニ所有者(地主)ノ生命ト共ニ消亡セス。供給ノ權ハ収実ノ權ト異ナリテ永久ノ者ナリ。収実權ハ収実者ノ身ト共ニ消亡ス故ニ或ハ之ヲ身ニ屬スル供給ノ權ト云フ(セルビチユードベルソナル)『明治文化全集 第一三卷 四八二—四八二ページ』

となしてゐる。ここでは土地に対する所有權が土地に対する使用・収獲（収益）・処置（処分）という權能を内容とするとなす概念構成をとって組立てられている。これは近代法のもとで理解される所有權概念である。このように近代の諸法典における所有權は、観念的タイトルとして現実的占有と峻別されている。しかもそれはすべての人に対抗しうる絶対的な權利だと観念されている。そして、このような所有權の概念構成はローマ法に由来するものとされて

いる。そして『所有権』をこのように概念構成することは、所有権の歴史的性質を無視するものであるとされている。⁽¹⁰⁾ところがポアソナードはその『性法講義』で述べているように、所有権の諸権能の行使は、絶対的なものではないとしている。これは所有権に対して、現実の支配関係を表現している物上権(物権)の重疊的な成立を認めることよって明らかにされる。ここには、土地所有権の概念構成を具体的な歴史的諸条件と結びつけようとしていること。従ってポアソナードは、土地所有権の範囲・内容を一定不変のものとして固定的に把えていないことを意味する。このように、ポアソナードは土地所有権を抽象的に概念構成してはいなかった。とはいえ土地に対する私的所有を一つの近代的な権利関係として把え、そこから法的概念を与えていることは、いうまでもない。ポアソナードの『性法講義』で主張された所有権概念は、明治政府のもとで実際の土地関係に対して適用された一時期が存在する。このことは明治維新以後、土地所有権に対して、近代的土地所有権としての法的概念が附与されていないことを示す事例となるであろう。それは一八八〇年(明治一三年)一〇月の大審院判決第二五六号(山稅書上ケ差拒ノ件)にしめされた国家的判断である。すなわち、

『明治五年第五十号布告ハ人民ノ曾テ有スルコト能ワサリシ土地ノ所有権ヲ新ニ附与シタルノ主旨ニアラスシテ従前人民ニ土地ノ所有権アルモ特ニ其売買ヲ禁シタリシヲ以テ其ノ禁令ノミヲ解キタルノ主旨ナリトス』(同上 明治一三年大審院判決録第二五六号 中田黨 法制史論集第二卷 一九三八年 五二一ページ)

と判決している。このなかで一八七二年(明治五年)の太政官布告第五〇号(田畑永代売買ノ解禁)によって、はじめに人民に土地所有権があたえられたのではないとなしている。それは土地所有権のもつ諸機能のうちで、これまで制限されてきた処分の権能が承認され、その制限が解除されたに過ぎないと判示している。このことはこれまで人民に

土地所有権が存在していたことを承認していることをしめしている。もっともこうした国家的判断は一九一八年（大正七年）五月二六日の大審院第一民事部判決によって訂正されることになった。すなわち、

『明治五年太政官布告第五十号ヲ以テ地所ノ永代売買ノ禁ヲ解キ其売買所持ヲ許シタルハ土地ハ國ノ所有ニシテ人民ハ土地ノ所有権ヲ有セス唯其使用収益権ヲ有スルニ過キサリシヲ改メ人民ニ土地ノ所有権ヲ附与シ從來有シタル其使用収益権ヲ以テ所有権ト為シタル旨趣ナリトス』（同上 大正七年大審院判決録第二四輯 一〇一〇ページ）

と判決した。この一九一八年（大正七年）の大審院第一民事部判決は、前記の一九七二年（明治五年）の太政官布告第五〇号（田畑永代売買ノ解禁）によって、はじめて人民に土地所有権が与えられたのだとなしている。ここでは明らかに明治民法の所有権規定に従って、所有権の絶対性・観念性にもとづく法的概念に立脚して、判決を与えていることは明らかである。それは土地に対する利用・収益という諸機能を、土地に対する所有権だと確認したまでである。

こうして一八七二年（明治五年）の太政官布告第五〇号（田畑永代売買ノ解禁）という同一の布告は、その時々々の必要と要求に従って、具体的な法的意味を国家権力によって与えられ、具体的な法的機能を果すという事実を例証することができる。このことは、法の解釈は同一の条文の表現から導き出される多様な意味のうち、国家権力によって選択された一つの意味が、法的意味をもつということを明らかにする。と同時に、ここでは土地に対する権利関係を人と人との関係から把握する法的思考から、人と物との関係として把握するという法的思考へ、移行したことを示している。こうして土地に対する関係は、土地（客体）に対するたんなる支配Ⅱ土地（客体）に対する使用・収益・処分
の諸権能だと理解されることになる。こうして土地所有権も絶対的支配の権能として、観念的に把握されることが可能となる。だが、K・マルクスは『資本論』のなかで、『土地所有なるものは、若干の人々が地体の一定分を独占して、他の凡ゆる人々を排除し、自己の私的意思に専属した部分としてこれを支配することを前提する』（同上三巻下

一五六ページ)となしている。ここではK・マルクスが土地に対する支配をまず排他性、つまり人と人との関係に着目していることを示している。同時にK・マルクスは、土地に対する支配を土地所有の前提であるとなしつつも、土地に対する支配が、つねに近代的土地所有権であることを意味していないことを指摘した。土地に対する支配が近代的土地所有権——近代法上の一つの権利である——として保障されるためには、一定の社会・経済的条件——資本主義的生産関係の展開という——が現実存在していることを必要としているからである。ところがこれまでの土地所有権の性格規定においては、こうした社会・経済的条件の存在を無視し、たんに土地に対する支配のみによって、土地所有権の性格を把握しようとする。たとえば吉田久氏は『土地所有権論』(巖松堂書店 一九三七年四月)のなかで、つぎのように述べられている。すなわち、

『土地ノ支配ガ総括統一的ニシテ且其ノ支配権能ガ時ノ経過ニ依リ当然消滅スベク運命付ケラレ居ラザルコトガ土地所有権ノ特質ニシテスル特質ヲ有スル権利即チ土地所有権ナリ』(同上二七五ページ)

とされている。ここでは土地に対する支配が絶対的支配であるかぎり、それは近代的土地所有権であると理解されていることは明らかである。このことは権利自体を抽象的に把握し、その現実の社会・経済的条件を無視している観念論的把握といわざるをえない。従って、明治維新以後の土地立法にせめられる土地所有権を理解する前提として、つぎの理解が必要である。それは、徳川封建社会の末期に生成した『新地主』は、近代的土地所有権者の萌芽的形態とみることはできないこと。と同時にまた農民的土地所有権は、農民の事実上の土地支配から認められないこと。しかも貨幣経済の発展によって生じた商品生産も、間屋制的家内工業という経済的形態をとって実現されていたということである。

明治維新による日本資本主義的發展への指向は、土地關係に対しても上からの土地改革としてなされた。従つて土地所有權も單なる土地に対する私的所有を確認し、それを地主に認めるという地主的土地所有權として確立させられるという必然性をもつていた。⁽¹¹⁾ 中村吉三郎教授は『明治法制史』(弘文堂書店 一九五五年一月)のなかで、つぎのように述べられている。すなわち、

『すべての法概念についてもそうであるように、とくに土地所有權の如き歴史的にその具體的形態を変えてきているようなものについて、今日の土地所有權の概念でもつてただちに、昔も人民に土地所有權があつたかどうかと云うようなことを、きめてしまふのは誤りではなかるるか』(同上二六〇一七ページ)

と指摘されている。一八六九年(明治二年)七月二七日の布告『府県奉職規則』の第四項附には、つぎのような規定がなされている。すなわち、

『農ハ田畑永代売ヲ停止スル旧制ニ法リ貧民ニモ田畑ニ離レヌ様良制ヲ立又ハ漸次質地譲リ歸シ等ノ処分ヲ著ケ生産ニ基樣熟慮スヘシ』

となしている。従つて、この布告によつて、徳川期における田畑永代売買の禁止の企図していた農民自身をしばらくつけることによつて、農業生産の奨励をなすという旧制を承継することを指示している。ここではまだ新政府が田畑永代売買の解禁にふみきつていはず、この問題に対して慎重であつたことを示している。⁽¹²⁾ すでに一八六九年(明治二年)四月には、會計官權判事加藤弘蔵によつて『田地地面勝手に売買被差許可然事』(議案録第二の一五葉)が發議されている。また桜井選出議員近藤門造も『禁止田地売買之議』(議案録第五の四五葉)を提出した。しかし事實上土地永代売買禁止法の趣旨は、前記一八六九年(明治二年)布告『府県奉職規則』にみられるように、そのまま継続されていたのである。たとえば小管県(明治四年一月三日に東京府に合併された)發布の示書には、『田畑永代売買頼納并二重

質之儀ハ堅ク不相成⁽¹³⁾となしてゐる。これは土地の譲渡によつて農民を土地より離散させないためであつた。しかし明治政府は一八七一年(明治四年)八月になつて一村限りの土地の永代売買を許すことにした。これはやがて一八七二年(明治五年)二月一五日の一般的な土地の永代売買の解禁へと進展することになるのである。

明治政府は一八七一年(明治四年)に一村限りの土地の永代売買を許すとともに、一八七一年(明治四年)九月四日には『田畑勝手作り』(大蔵省達第四七号)を布達した。この布達は土地永代売買の一般的解禁への前進を一步進めるものとして理解される。それはこの達によつて、これまでの田畑の米穀以外の作付は制限されていたのを廃止し、田畑勝手作を許したのである。これは農民的商品生産を指向したためだと評価されることになる。だがこの田畑勝手作を明治政府が許すに至つた理由はなんであつたか。これの発令を正院に稟議した『大蔵省何文』(井上候建議要項一文部省史料館蔵)によれば、つぎのようになつてゐる。

『従前割廻ノ弊ヲ受ケ一領ノ部内ニ日用必需ノ品尽ク備ヘラサレハ其他ノ人民生活相成兼候儀ト心得候ヨリ今日ニ至リ候而モ其他ニ適當セサル品物ハ之ヲ他邦ニ求ムルヲ知ラス……第一地力ヲ尽ササル而已ナラス大ニ富殖ヲ求ムルノ道ニ背ク……全国之大計ニ差響候儀……前ノ地主ノ好ミニ任セ地味適當之品物仕付』

となつてゐる。ここでは農業における自給経済、従つて商品流通の未発達が国富の増進に利益でないこと、そのため商品の流通を前提とした農業生産の実現を求めているのである。こうした理由によつて、一八七一年(明治四年)九月四日に『田畑勝手作』(大蔵省達第四七号)が布達されたのである。それによると、

『是迄夫食不足ノ訳ヲ以テ田畑ヘハ米麦雜穀ヲ重モニ作付致シ桑柘漆茶藍麻蘭菜種其外ノ作物共其土地ニ適當致シ候テモ作付不致或ハ元地頭領主ヨリ差留候向モ有之候処追々運輸ノ道弁利相成其上是迄米納ノ向モ願次第石代納御差許相成候事ニ付村々百姓銘銘ノ夫食取入候外ハ何品ニ限ラス勝手ニ作付致シ候方下々ノ利潤ニモ可相成候間總テ從來其土地ノ貢租辻ヲ以年季ヲ究検見

ノ場所ハ新規定免ノ規則ニ照準シ定納相願候上ハ屋敷成並田畑勝手作共御差許可相成候条地味ノ善悪作物ノ損得篤ト勤弁イタシ充分仕当ニ可相成見込有候ハ、可願出事

右ノ通下村々へ触達願出候モノ有之ニ於テハ従前ノ貢租辻等篤ト相糺不都合無之候ハ、聞届置追テ可相届事(但書略)

となつてゐる。ここでは従来の領主的農民支配の打破を意味するものと理解される。しかし、同達による作付解禁は『従来之貢租辻ヲ以テ定納相願候ニオイテハ』という条件が附せられていた。ここではあくまでも従来の貢租すなわち封建地代(現物地代)の存続を前提としていた。もちろんこの布告によって、従来の貢租の形態としては、貨幣地代への転化がなしとげられている。この布告が農業における商品生産の発展を助長するという役割をはたしたことは、明らかである。しかし、明治政府の企図は農業における商品生産の発展によって、これまでの封建的地代の物納的形態から脱皮し、貨幣形態への転化をはかるという意味で、商品生産の展開を助長したものに過ぎなかった。そのため、農民の近代的土地所有という法形式を実現する前提条件の作出をなすためのものでなかったことはいうまでもない。

これまでの考察によつて、明治維新以後土地関係に対する封建的諸制限は撤廃され、それによつて各種の改革が実現されたことを知つた。その特徴的改革は一八六八年(明治元年)の百姓町人の土地所持の権を確認したこと。そして一八七一年(明治四年)に作付および地種轉換の制限を廃止したことである。これはやがで一八七二年(明治五年)の田畑永代売買の禁令の廃止と続くことになる。これまで一定の面積ないし石高以内の土地の分割を禁止する分地制限令があつたが、これを廃止した直接の法令は見当らない。しかし永代売買が廃止されたことは、この分地制限も廃止されたと考えられる。⁽¹⁵⁾だが、一八七一年(明治四年)の作付制限の廃止と一八七二年(明治五年)の田畑永代売買の

解禁との間には、法令上の継続性を認めうるというよりも、そこには法令の目的乃至企図との間に断絶する法的意味の転換を認めうるのである。これら一連の事実は、徳川時代の封建制胎内に於て醸成された全国の法慣習が、幕府の瓦解に当たっても揚棄されなかつたこと、殊に収税機構が其儘新政府に引継がれたこと、一八七一年(明治四年)以降、所謂先進開化国の立法模倣を初むることによる単行法の施行を以つて、法慣習が選択取捨される道、封建制的私法慣習の継続を約束したことを意味する。此の封建的私法慣習の継続は、次に発布された民法典に間接に大なる影響を与えたものであつて、外觀上、此の私法慣習は蔑にされてきた如くであるが、実はこれが架橋的役割を果して現行民法の全貌が、封建制と資本主義的私有財産制との抱合に於て画き出されたのである。斯の如き事実は又、明治初期に於ける我国の一般経済の存在構造が政体改革と同時に改革されざりしこと、即ち資本主義的な新立法を急速に要請する素地が形成されていなかつたことを意味している。⁽¹⁶⁾

- (1) もっとも小野武夫氏は、『明治前期土地制度史論』(有斐閣 一九四八年七月)のなかで、『明治維新政府の意図は単に江戸時代における土地私有権制度を再確認せんとせしに過ぎぬのであつて、維新後始めて農民に土地所有権を附与したりとする見解は当らない』(同上 一四三ページ)とされている。
- (2) 石井良助教授は『一八七三年(明治六年)ごろより、これにかえて所有の語が使用されるようになり、所持の語は法律的には用いられなくなつた』(明治文化研究会編 明治文化史2 洋々社 昭和二年八月 五六三―五六四ページ)とされている。
- (3) 丹羽邦男 明治維新の土地変革 近代土地制度史研究叢書第二巻 お茶の水書房 一九六二年一月 五二ページ
- (4) 小早川欣吾 続明治法制叢考 山口書店 一九四四年三月 四〇七ページ
- (5) 石井良助 明治文化史2 洋々社 一九五四年八月 三七七ページ
- (6) 小野武夫 明治前期土地制度史論 有斐閣 一九四八年七月 四八ページ
- (7) この点については、宮川澄『民法典論争の社会・経済的基礎について』(立教経済学研究 六巻一号 一九五二年二

月一ページ以下、同『明治権力の法的構造』（お茶の水書房 一九五九年二月、二五六ページ以下）で、くわしく取扱っているから参照して下さい。

(8) 匏菴の十種卷二 晝窓追録（明治二年）、明治文化研究会 明治文化全集第七卷 外国文化編 日本評論社 一九二八年二月

(9) 明治文化研究会 明治文化全集一三巻法律編 日本評論社 一九二九年五月。この『性法講義』は、ポアソナードが明治七年四月九日司法省法学校開校より初めた自然法説の綱要に関する講義を井上操氏が筆記し邦訳したものである。司法省蔵版として明治一〇年六月刊行にかかわるものが最も古い。井上操氏は後改訂追補し、中正堂蔵版（明治一四年三月）として出版された。

(10) 川島武宣 所有権法の理論 五ページ。ギールケの『所有権も亦歴史的範疇にして論理的範疇にあらず』という言葉は有名である。

(11) 小倉武一 土地立法の史的考察 農林省農業綜合研究所一九五一年三月 二〇六～二〇七ページ

(12) 小早川欣吾 統明治法制叢考 山口書店 一九四四年三月 四〇八ページ

(13) これははなはだ徳川時代の五人組帳前書に類似した表現をとっている。この示書は全文四二条からなっている。

(14) 小早川欣吾 統明治法制叢考 山口書店 一九四四年三月 四〇八ページ

(15) 石井良助 明治文化史2 洋々社 一九五四年八月 五六四ページ

(16) 小早川欣吾 統明治法制叢考 山口書店 一九四四年三月 四〇八～四〇九ページ

三 一八七二年（明治五年）以降の土地立法の変遷

これまでの考察によって明らかにされてきたように、明治維新以降、一八七二年（明治五年）に田畑永代売買の解禁が法令上実現されるまで、土地に対する諸立法は、土地そのものに対する所有権を法認するものとはいえなかった。このことは明治維新以後、一八七二年（明治五年）の田畑永代売買の解禁にいたるまでの土地立法が、一定の能

動的作用を土地関係に対してあたえたことを否定するものではない。しかし土地に対する支配関係そのものに対しては、これまでの旧慣を維持し、土地に対する所有権の法認を実現したわけではなかった。だが農業における商品経済の侵透が、土地に対する私的所有を導く客観的な条件を作り出すことになる。この客観的事実は法制的に承認せざるをえなくする。つまりこうした客観的な社会・経済的条件を法制的に認めることにならざるをえなかった。これが一八七二年(明治五年)二月一五日の『田畑永代売買ノ解禁』(太政官布告第五〇号)の布告された意味である。この布告はつぎのように規定している。すなわち、

『地所永代売買ノ儀従来禁制ノ処、自今四民共売買致所持儀被差許候事』(外史局編纂 明治壬申布告全書 明治五年第二冊七丁)

となしている。いうまでもなく、この布告は土地売買の解禁を法認している。その結果として土地の所持を四民に平等に法認している。この土地の『所持』を四民平等に法認していることは、従来土地関係に対する法的規制と対比してみると、そこには法制的意味において異った意味をもつものと考えられる。それは、これまでの土地に対する封建的領有関係から生じた、領主と農民の隷属的な支配関係——法的には封建領主の領有権(保有権)——を撤廃したことを意味していると指摘することができる。だが、こうした法的意味も抽象的に把えれば、二種の意味をもって理解されることを可能とする。

この二様の解釈(理解)は、『所持』という文字に表現されるものが、具体的にどのような法的意味をあたえられるか、という点の差異にもとづいて生ずることになる。そこからまず第一に、農民に対する土地所有が、法制的に確認されたのだとする意味において、理解されることになる。そして第二に、地主の土地所有が、法制的に確認された

のであるとする意味において、理解されることになる。ここでは農民・地主の階級的存在を抽象化し、いわゆる四民として一般化し、抽象的な所持一般として把えるかぎり、この二様の法的意味の差異は導き出されない。抽象化された法定立者の企図は、現実の土地関係における客観的な社会・経済的条件と結びついて、はじめて具体的に定着することになる。法的意味はこうした意味で確定されることになる。従って、ここでは『所持』という法的意味が、どのように確認されていたかを明確にしておかなければならないことになる。この場合、いうまでもなく、この時における土地関係、つまり土地に対する地主と農民の現実的な社会・経済的条件を考慮しなければならない。そのことなしには『所持』のもつ法的意味は、明確にできないと考える。では当時における土地関係はどのようなものであったのだろうか。一般論にたつて把えるかぎり、農業生産がまだ領主Ⅱ農民というおくれた形態をとつてなされているならば、農民に対する土地所有が承認されたことになる。これは土地に対する『所持』が、第一の法的意味をとつて確認されたことを意味している。これに反して農業における商品Ⅱ貨幣経済がすでに侵透し、領主Ⅱ地主Ⅱ小作人というより進んだ形態をとつて農業生産がなされているならば、ここでは、地主に対する土地所有が承認されたことになる。これは土地に対する『所持』が、第二の法的意味をとつて確認されたことを意味している。だが、このいづれの場合にあつても、この『所持』の表現しているはずの土地に対する所有権は、土地に対する近代的所有権Ⅱ私的（資本主義的）所有権を意味しているわけではない。それはたんに土地に対する私的所有を法的権利として承認し、従つて土地に対する私的所有権を確認したものに過ぎないのである。なぜならば、明治維新以後の土地立法は、農業における資本主義的發展を指向したものではなかった。それは、資本の本源の蓄積を強行して日本資本主義を急速にうち立てるものであった。明治維新以後の土地立法は、そのために農業からの搾取を強化し、農業における半封建的諸関

係——地主Ⅱ小作人關係——を温存するものであり、従つて土地所有権はブルジョア法形式を利用して、こうした諸關係を隠蔽するという役割を果したに過ぎなかつたからである。こうした農業生産のもつ現実を土台として、土地所有権に対して与えられるこの二様の法的意味のうち、どれを選択し、法的評価をなすかは、土地所有権のもっている外形的なブルジョア法的な法形式だけでは不十分であるということになる。そこでは、当然に日本資本主義の特殊性に対する認識と、またそれを土台として成り立つ日本農業の実際の社会・経済的条件の分析、さらには明治政府がそうした農業に対してどのような諸政策をとつて指向していたか、つまり、これら全体は明治政府の制定した土地立法の眞の意味を、社会の實際にそくして理解する必要を意味している。

明治維新以後一八七二年(明治五年)の『田畑永代売買ノ解禁』(太政官布告第五〇号)がなされるまでの土地關係は、法制的にみる限り、これまでの徳川期における法制的承継と再確認に止まっていた。しかし、現実の農業に生じた商品Ⅱ貨幣經濟の一般化という現実をふまえて、土地關係に対する法制的整理を必要とすることになったのはたしかである。法史的考察によつて明らかにされることではあるが、一八七二年(明治五年)の『田畑永代売買ノ解禁』(太政官布告第五〇号)以後の土地立法は、明治政府の土地所有権の法認という路線をふみだしていくことをしめしていることは明らかである。これは日本民法典編纂事業の進行とともに旧民法——明治民法の過程を通して、明治民法の所有権規定として、一般的に定着させられたわけである。しかし明治政府の手による土地立法が、土地に対してどのような所有關係を、従つて、土地立法によつてどういう法的性格を、この土地に対する所有権にあたえようとしたかが問題となるわけである。そこでこの課題を説明しておかなければならない。だが、この課題の説明の前提条件は、いふまでもなく私的土地所有権と近代的土地所有権の法的性格上の差異を明確にし、正しく区別して理解することが必

要となる。これまで、こうした解明とそれによる正しい理解は、かならずしも充分になされていなかったようである。ここから問題の混乱と不正確さが導き出されていると考えられる。明治維新以後の土地立法によって出現した土地所有権の法的性格をどうみているのだろうか。たとえば水本浩教授は『土地所有権制限の理論』(ジュリストNo.88)八一九六七年六月一五日号)のなかで、つぎのように指摘されている。

『第一に封建的束縛から解放されたという意味で自由性を保障された(自由な所有権)。第二に上級所有権による制限から離脱したという意味で、絶対性を保障された(所有権の絶対性)。近代以前との歴史的絶縁という意味では、この二つの性質の具有は、明治初期にはそれ相当の前進的な社会的機能を果し得た。その限りでは、そこから生まれ出た所有権の絶対不可侵の観念も存在意義をもちえた』(同上四一ページ)。

とされている。ここでは明治維新以後の土地に対する所有権が、つまり自由な所有権Ⅱ所有権の絶対性が主軸として法的に構成されるとされている。そしてまさにこれが、明治初期においては一定の社会的機能を実際にはたすことができたと指摘されている。そして引きつづきこの所有権の絶対性だけから、その土地所有権が近代的土地所有権とはいえないということ、正しく指摘されている。すなわち、

『土地所有権が具有せられた、この二つの性質、特に絶対性観念は地主制的土地所有の法的基礎となり、地主制の確立に猛威をふるったが、資本制的土地所有への転化については、阻止的要因となり、わが国の近代化の観念的桎梏となるに至った。近代的市民社会が正常に発展していくためには、土地所有が資本Ⅱ賃労働制の展開を阻害しない地位に置かれる体制(資本主義的土地所有)が要求されるから、土地所有権は、そのような体制に照応する内容や性質を持たなければならないのに、わが国では、土地所有権の絶対性が資本Ⅱ賃労働制の発展を圧迫する程に不当に強大に位置づけられていたのである』(同上四一ページ)とされている。K・マルクスは『資本論』(第三卷)のなかで、農業における商品Ⅱ貨幣経済の進展にともなつて、

土地に対する完全所有権Ⅱ自由な所有権・所有権の絶対性が、農業生産の変化から必然的に導き出されること。それ

は資本制的生産の前提条件をなすことを明らかにしている。すなわち、

『貨幣地代とともに、土地の一部分を占有し耕作する小作人コウサクジンと土地所有者との間の伝統的な慣習法的関係が、必然的に契約上の、実定法の明文に従って規定された・純粹な・貨幣関係に転形する。だから、耕作する占有者は事実上、単なる借地農業者となる。この転形は、一面では、その他の適当な一般的生产諸関係のもとでは、旧来の農民的占有者をだん／＼に収奪し、その代りに資本制的借地農業者を置くために利用される。他面ではこの転形により、従来の占有者は金を払って自分の地代支払義務を免れて、自分の耕作地の完全所有権をもつ独立農民に転化するにいたる。現物地代の貨幣地代への転形は、さらに無一物であつて貨幣で雇われる日雇労働者階級の形成によつて、必然的に同伴されるばかりでなく先行されさえもする。だから、この新たな階級がまだ散在的に登場するにすぎぬその成立期の間、よりよい地位にある地代支払義務を負う農民たちのもとでは、すでに封建時代に富裕な隷屬農民そのものがさらに隷農を抱えたのと全く同じように、自己の計算で農業的賃労働者を搾取する慣習が必然的に發展する』(同上長谷部文雄訳青木文庫版一三 一一二五ページ)

とされている。このK・マルクスの論述に立つて、日本の農業生産の現実を分析することが必要となる。たしかに日本の農業生産においても、すでに徳川封建制の胎内においても、商品＝貨幣經濟が成長していた。ここから地主的土地所有が形成されることになるのはいうまでもない。従つて、農業生産の發展していた地域には、こうした地主的土地所有の形態を通じて農村秩序が維持されていたことは理解されうるわけである。だからこうした地主的土地所有が、すでにかなりの成長をみせていたことを指摘できる。⁽²⁾ このことは、明治初年以降小作地が累進的に増大したことをみれば明らかである。この一つの指標として、耕地総反別における小作地の割合をしめすつぎの表(次ページ)をみると、約三〇%であつたことを知ることができる。⁽³⁾

いうまでもなく明治政府は、先進資本主義諸国に対して、日本の独立性を保持するために役立つ、資本主義的發展

年次	耕地総反別	内小作地反別	内自作地反別	総反別に對する小作人の百分比
明治6年	3,044,480.0町	946,832.2町	2,097,648.0町	31.10%
明治16年	3,415,707.2	1,255,107.7	2,106,599.5	36.75
明治20年	4,609,172.7	1,813,465.4	2,798,707.3	39.34
明治25年	5,081,004.8	2,031,958.5	3,049,046.3	39.99

(平野義太郎 日本資本主義社会の機構 78ページ)

を必要とした。そのため、資本主義発展にとって有害な要因として作用する、封建的極枯の若干を廃棄することを必要とした。⁽⁴⁾このため、資本主義的發展を押し進めるために、殖産興業政策がとられたのである。明治政府は、この殖産興業政策の実現の前提として、まず封建的諸關係——なかならず土地に對する封建的所有關係と手工業の特権的組合制の保障——を廃除することを必要とした。これは明治維新の政治的變革によつて達成された。そしてこの自由な諸關係の展開の可能性を利用して、資本の本源の蓄積——その經濟的表現たる殖産興業政策の実現——という經濟的要求を充足していくために、これを制度的に保障しようとする。こうして零細耕作農民に對する半封建的地代と公債と大衆消費税に、その財源を求めることができた。このことは必然的に小農民、小作農、小市民層の没落・零落・無産化を結果した。そしてこれらの社会層は自己の生活条件を確保していくために、豪商・豪農に對して、従つて地主に對してのみならず、産業資本家に對しても對抗せざるをえなかつた。⁽⁵⁾これはやがて農民騷擾となつて現象する。これまでの社会關係につちかわれてきた社会的意識が、一定の期間存続することになる。この社会的意識のもとでこれまでの社会關係が、現実の社会關係に持ち込まれることになる。こうして、これまでの封建的諸關係はなお明治維新後においても、現実の社会・經濟的条件と結びつき、半封建的諸關係という姿態をとつて残存せられる。こうした歴史的条件が、日本資本主義の發展にもかかわら

ず、それに照応する近代的關係の展開を阻止する要因として、作用することになる。ことにこうした形態を残存させることが、資本の本源的蓄積にとって利益であるとする明治政府のもとでは、企图的に法制のなかに持ち込まれることになる。とするならば、明治初年の土地立法が、土地に対して確立した所有権を近代的所有権であるとして、法的性格をあたえることはできない。このことは明治維新以後の土地關係が近代的土地關係として展開したかどうかという事実の吟味によつて、明治初年の土地立法にもとづく土地所有権が私的⁽⁶⁾土地所有権であるか、近代的土地所有権であるかを確定することを可能にしてくれる。そこでこれまで現実の社會關係においてなされてきた土地の売買が、どのようになされてきたかを検討し、明治維新以後の土地立法で、どのように確認されたかを眺めておこう。土地永代売買が禁止された徳川期においても、土地売買はなされていた。徳川期においては、村方では名主の手に保管されていた『奥印帳』等と呼ばれていた土地台帳の書替によつてなされていた。そして町方ではやはり名主の手に保管されていた『水帳』の名儀書替によつて書替を行ない、町に分一金を納入し、このことを町内にひろめ、公示することが必要とされた。土地の質入にあつては、質地証文に名主が加印することを必要としたのである。こうした形式を要求されていた土地の売買・質入の實際は、いうまでもなく明治維新以後の土地立法においても、そのまま引継がれたのである。⁽⁶⁾ところが一八七一年(明治四年)二月二七日の太政官布告によつて、武家地・町地の差別を廢止すると共に、『一般地券』を發行することにした。この布告はつぎのようになっている。すなわち、

『東京府下從來武家地町地ノ稱有之候処自今相廢シ一般地券發行地租上納被仰付候比旨可相心得事』(外史局編纂 布告全集 明治四年 第一二冊二四丁)

とされている。これは武家地を払下げて私有地に轉化させ、從來の沽券地に一元化するという目的をもつていた。⁽⁷⁾こ

の地券の効力は、地券の申請をなして、これを所持していると、その地所の地主であることを確認されることになる。従つて、その土地が後に御用（公用）によつて徴収されるときには、かならず地券所持人（持主）の承諾の上でなすべきものとなした。こうして地券に一定の法的効果を付与することによつて地券の発行を確保することにしたのである。しかし、この意味での地券は形式的・技術的なものであつたに過ぎなかつた。たしかに農業に対する商品Ⅱ貨幣経済の進展から導きだされる、自由な土地所有に対する隷農の要求、隷農の土地に対する激しい渴望の心理を利用して、地券発行が企画されたのである。こうした農民の要求こそ封建領主を打倒し、その搾取の廃絶をなした農民の行動力の一となつていた。明治政府はこうした農民のもつ心理的作用をたくみに利用し、旧権力をゆるがし、やがては自己に対して反旗をひるがえすことになる農民を政治的に従属させるための手段となしたのである。そして、一八七二年（明治五年）二月一日に田畑の永代売買の禁止が解除され、ついで同月二十四日に『地所売買譲渡に付地券渡方規則』（大蔵省二五号）が制定された。これによつて地所売買譲渡の節地券を発行するものとし、かつ地券によらない売買をなしたときは地所並に代金とも取りあげることとした。そして一八七二年（明治五年）七月四日（大蔵省達八三号）には一般に地所所有の者に地券を発行することにした。この地券の制が地租改正の前提であつたことはいうまでもない。やがて一八七四年（明治七年）十月三日太政官布告一〇四号は地所売買の節、代金受取の証文があつても、地券を受けなければ、買主に所有権がないものとした。このように地券の授受が土地売買の際の所有権移転の要件とされたのである。

明治初年の土地立法は、一般に税法改革の前提条件を創出するための法制的準備として理解されている。土地立法は多面的な意味をもち、単に土地に対する所有関係の規制にとどまらない。そのためこうした視点から明治初年の土

地立法の変遷を把えることも可能である。この場合には土地売買解禁→地券交付→地券にもとづく新税法設置(定額金納の地券税法)という基本的構想をもった型として、その変遷が考察されることになる。⁽¹⁰⁾ 明治初年の土地立法を税法改革の前提条件の作出とみる構想のもとでは、当然に地券交付という法的事実に重要な意味をもたせることになる。前記のように明治政府はこの地券に対して先ず土地に対する私的所有の法認、その証拠としての法的意味を付与した。そうした意味での地券はやがて土地売買を公示する法的手段とすることにした。ここでは地券そのものは土地所有権の確認ということから一歩でて税法上の徴収を確実にする貢租義務者(担税義務者)の明確化という公法的意味をもつものとして拡張されたのである。こうしてこの時期においては一八七一年(明治四年)一二月の一般地券にあたえられた法的効果——たんなる土地に対する私的所有権の確認——から一歩進んで所有権移転の要件にまで深められたのである。これは田畑自由処分法令上の法認を現実の土地関係に具体化するという意味において重視される。それは明治維新以後の土地立法に示される土地の自由売買や勝手作りによって、これまでの封建的諸関係の打破は明治政府の殖産興業政策にあらわれる資本の本源の蓄積を可能にする政策を示している。しかし一片の法令による抽象的な規制だけでは、充分に実効性をともなうとはいえない。だが地券が所有権移転の要件とされることによつて土地の私的所有権とその自由売買は具体的に認識されることになるという逆説の意味はもちろるのである。ここに法令の制定は現実の社会・経済的条件と結びついて明治政府の諸政策の企図する具体的な実効性をもつことになるのである。⁽¹¹⁾ 明治政府は諸政策の実現を計り、政権の安定のために財政的基礎を強固にする必要があった。これはいうまでもなく貢租に依存せざるをえない。租税についても、他の一般的な社会関係におけると同様に、明治維新以後も旧慣を継受した。そのため、管轄諸府県毎に租法がまちまちで多様なものとなった。そのため『寛苛軽重其趣ヲ一ニセ

ス。況ヤ積習ノ余弊害言フヘカラサルモノアリ』⁽¹²⁾ という事態であった。だからといって検地を実施することは困難であった。それは農民の強い反抗をとまなうことになるからである。『地租改正報告書』(明治前期財政経済史料集成 第七卷)には、この点についてつぎのように記述している。すなわち

『故ニ維新ノ初メ往々税法ノ改良ヲ識スルモノアリ。其説タル大略検地以テ田積ヲ正シ検地以テ租税額ヲ定メント。然リ而テ検地ハ従来農民ノ嫌忌スルトコロニシテ此拳アル毎ニ率ネ紛糾ヲ生ス。前轍既ニ然リ、況ヤ維新以來年月尚浅ク人民末タ政府ヲ信セス、此際首トシテ検地ニ着手スルハ得策ニアラサル也』(同上 三ページ)

となしている。そこで旧慣によって三年乃至五年の間、各府県とも同一の方法で試験的に検見して、金量を定め、『均一の租率』(定免制)をとることとし、一八七〇年(明治三年)七月に『検見規制』を定めたのである。こうして税制改革は明治政府のもっとも強い要求となっていた。そのため、この『地所永代売買ノ解禁』(太政官布告 第五〇号)もこの税制改革の前提条件の作出という企図によって実現したといえる。それは一八七一年(明治四年)一月の大蔵卿大久保利通・大輔井上馨連名の『地所売買放禁分一税施設之義正院伺』(大蔵省伺)を正院が承認したものであることによっても明らかである。この伺いには、つぎのように記されている。すなわち、

『今ヤ政権一ニ朝廷ニ帰シ凡百ノ政務齊一ノ際治国ノ枢要タル税法ニ於テ均一ノ法則ヲ設ケサルヘカラス茲ニ於テ古来ノ沿革当今ノ形勢内外ノ規制等夫々探討考覈議細案仕候処断然従前ノ方法ヲ廢案シ一般ニ地所ノ売買ヲ許シ更ニ地代金分一ノ收税法ヲ施設スルニ如カス……………最モ新法ハ速成ヲ戒ム其施行ノ順序ニ至テハ許多ノ法制更張無之テハ難相分……………様ニ時勢人情ヲ揣リ遂次施行先以地所永代売買ヲ許シ各所持地ノ沽券ヲ改メ全国地所代金ノ総額ヲ実檢シ而後更ニ簡易ノ收税法ヲ設ケ……………』(地租関係書類彙集所収)

とされている。このことによつて明らかかな様に明治政府のなした地所永代売買の解禁の立法的企図は地租改正のため

の前提措置としてのみ意識されていたことが理解できる。そして正院においても、この意味で田畑永代売買の解禁に承認を与えたのである。この租税改革は明治政府のとる諸政策の物質的基礎——財源——を獲得する重要な課題となっていた。そして正院においても、その内容・性格はともかくとして必要を痛感していたものであった。

この土地永代売買の解禁の法認が、明治政府の税制改革の企図といかに結びついていたかは、一八六九年（明治二年）四月に、神田孝平によって公議所に建議された『税法改革ノ議』をみれば、明らかである。このなかで土地売買許可論を展開している。これはこれまでの土地に対する封建的支配関係の根本をくつがえすものとして反発された。

神田孝平はさらに集議院判官としてこの内容を整備して、一八七〇年（明治三年）六月に『田租改革建議』（明治前期財政経済史料集成第七巻）を提出している。この『田租改革建議』のなかで、神田孝平はつぎのように述べている。すなわち、

『然レトモ民皆検地ヲ以テ税ヲ重スルノ方略トノミ思ヒ居ルコトナレバ方今ノ勢ヒ之ヲ改ムルニ由ナシ……………官既ニ貢米ヲ改メマタ之ヲ売テ金ニ代ヘ万機ノ費用ニ供スルコトナレハ、米価ノ高下ニ従ツテ政府ノ用度盈縮定マラス。就テハ翌年ノ経済ヲ今年ヨリ予算スルコト能ハス……………弊害殆ント勝ケ可ラス。之ヲ要スルニ従来ノ税法ニ従ヘハ煩勞多ク、肝臟多シ……………速ニ改正セシムルハアル可カラス……………今ノ田地ハ民ノ買得テ有スモノニシテ官ヨリ之ヲ渡シタルモノニアラス……………兼併ヲ防キ貧富ヲ均フセント欲セハ、勢ヒ必ス富者ニ奪ヒ貧者ニ与フルニ至ラン。今其弊ヤ智勤儉ヲ抑ヘテ愚ラ奢慥勸ムルニ至ラン。是レ斯民ヲ驅テ窮苦ノ中ニ陥キル、ノ説ナリ』（同上三〇一〜三〇三ページ）

こうして神田孝平は、これまでの租税の弊害を論じている。そしてこの弊害を除くために、検地にもとづく租税を廃止して、現実になされていた土地売買の事実にもとづいて、土地の売買を許し、土地私有を法的に承認し、土地所有者に沽券を交付し、地租は沽券記載の地価にに応じて、金納させ、旧租税法そのものの変革——地券税法——を主張し

た。⁽¹³⁾ こうした神田孝平の考え方は、土地に対する私有についての理解にもとづいているといえるのである。すでに神田孝平は、一八七一年（明治四年）に『性法略』（明治文化研究会編 明治文化全集二三卷 日本評論社 一九二九年五月）⁽¹⁴⁾を和訳し公刊している。この『性法略』第七編『物件上ノ権ヲ論ス』のなかで、私有の権を、つぎのようなものとして扱っている。すなわち、

『第一条 物件上ノ権ノ最急最要ナル者ヲ私有ノ権トス

第二条 私有ノ権トハ其物ヲ採リ全ク己レカ私有トナシ、專權ヲ以テ或ハ処置シ或ハ消費シ他人ヲシテ之ニ関カラシメサルヲ云フ。

第三条 物件上ノ権其他尚ホ有ト雖必意私有ノ権ノ支派ニ屬ス、即チ処置消費十分ナラサル様ヲ指スノミ（第八編自第十九条至第二十三条）』
とし、さらに『第八編 私有ノ権ヲ論ス』のなかで、つぎのように述べている。すなわち、

『略』

第十一条 地面并ニ地面ニ固着スル者ヲ不移動物トス。移動スヘキ者并ニ自ラ移動シ得ル者ヲ移動物トス。

第十二条 私有ノ地ニ非サレハ、之ヲ耕シテ其産ヲ収ムル事ヲ得ス』（同上八ページ）

とされている。神田孝平の『田租改革建議』の根拠となしているものは、『今ノ田地ハ民ノ買得テ有スルモノニシテ官ヨリ之ヲ渡シタルニアラス』と土地の私的所有を法認することにしてしている。ここでは土地に対する私有を性法（自然法）的見地から当然であるとなしている。そしてこれを前提として、田租改革を農民のもっともきらいな検地の方法によらず、沽券上の地価によってすることを主張した。これはすでに明治維新によって生じた天皇親政に幻滅を感じ、明治政府に反抗しつつあった農民の反政府的力を、土地に対する私的所有の法認によって、弱めるための手段として利用しようとしたのである。ここに神田孝平の階級的立場があった。従って『性法略』にせめられる考え方にも

とづいて、土地所有を私的所有として認めるとする立場は、現実の社会・経済的条件と結びつけていえば、地主的土地所有の法認として実現されることになったわけである。なぜならば、土地に対する現実の支配関係を承認し、その上で土地に対する私的所有を認めることを意味しているからである。農業生産がすでに商品 \parallel 貨幣経済にまきこまれている現実のもとでは、地主的土地所有が農業生産の基本的型として一般化され、また資本の本源の蓄積の強行という明治政府の企図のもとでは、こうした土地に対する私有権が、法制的に承認されざるをえなかった。神田孝平の主張は、まさにこうした地主的土地所有の法認に対して、理論的根拠づけを与えるものであったわけである。神田孝平はこの地主の階級的利益を承認した上で、土地には剰余取分が現実に存在していることから地価が生ずるので、この土地のもつ地価にもとづいて、新租税法——沽券税法——を設立すべきことを主張した。⁽¹⁵⁾ そのためこの主張は、税制の確立という企図とともに、これまでの土地領有制を廃止し、土地に対する私的所有 \parallel 地主的所有を法認するという企図をもっていたと理解できる。『明治財政史』によると、この間の事情をつぎのように指摘している。すなわち、

『明治三年六月集議員判官神田孝平ハ田租改革ノ建議ヲ為シ田畑ノ売買ヲ許シ新ニ地券ヲ交付シテ地価ヲ定メ之ニヨリ地租ヲ賦課スヘシト主張シ尋テ廢藩置県ト共ニ大蔵省ハ首トシテ地券法施行ノ議ヲ起シ同五年正月旧來地子税免除ノ地タリシ東京市街ニ地券ヲ發行シ分一ノ税法ヲ施行スルコトセリ次テ同年二月十五日地所永代売買ノ禁ヲ解キ土地ノ売買讓渡アル毎ニ地券ヲ附与スルコトトシ地券渡方規則ヲ制定セリ』(同上第五卷 五五ページ)

となしている。だが明治政府が地主的土地所有を法令上確立したとしても、たんに立法的措施によって実現されるものではない。土地に対する所有権は、所有権それ自体が歴史的なものであると同様に、実際は本質的に階級的意味をもったものとして作り出されるわけである。これは現実の土地に対する支配関係を階級的立場に立って固定化するという意味をもつに過ぎない。従って土地に対する私的所有の法認 \parallel 地主的土地所有の法認に対して当然に農民の反抗

明治政府直轄府県における新政・貢租軽減要求暴動
(明治2年～明治9年)

明治初年の土地所有権の法的性格について (11)

発生年月日	管轄府県	区 域	参加人員
明 治			
2.2.29	高山県	大野郡	—
2.10.4	白石県	伊具郡36ヶ村	2,300人
2.10.12	新川県	新川郡	20,000人
2.11.12	甲府県	巨摩郡	400人
2.12.3	兵庫県	川辺郡18ヶ村	1,000人余
2.12.22	高崎県	群馬郡	—
3.11.16	若松県	大沼郡	—
3.10.13	江刺県	閉伊郡24ヶ村	—
3.11.中旬	胆沢県	盤井, 胆沢, 栗原19ヶ村	3,000人
3.11.17	日田県	日田, 玖珠郡	10,000人
3. 未	伊那県	設楽, 八名, 宝飯75ヶ村	2,000
3.12.15	日田県	大分外2郡	—
3.12.16	登米県	栗原郡	10,000人
3.12.17	中野県	高井郡	1,400～ 1,500人
4.2.14	福島県	信夫, 伊達, 安達, 田村郡	30,000人
4.12.	高知県	下吾川, 高岡, 土佐3郡	—
5.8.23	山梨県	甲斐	3,770人
5.10	美々津県		
	都城県		
6.2.	秋田県	下仙北郡	—
6.6.18	福岡県	嘉麻郡・穂波郡	64,000余人
6.8.9	長崎県	下平戸郡	700余人
7.2.14	宮崎県	下日向国郡	5,000人
9.5.6	和歌山県	伊賀郡	—
9.12.	茨城県	真壁郡	—
9.12.19	三重県	飯野郡・飯高郡	数千人
9.12.	石川県	礪波・射水・新川郡	—

備考

- 1) 小林茂 明治変革期における農民斗争—明治2年12月撰津国川辺郡18ヶ村騒擾の研究 ヒストリア12・13号
- 2) 森嘉兵衛 明治前期岩手県農業発達史
- 3) 庄司吉之助 世直し一撥の研究—明治絶対政府期の農民問題
- 4) 小野武夫 維新農民蜂起譚(附録 維新農民一撥の研究資料)
- 5) 細川広世 明治政覧(明治18年)の政害の項
- 6) 小野武夫 徳川時代の百姓一撥叢談 刀江書院 1927年7月

が生ずることになる。これは農民の耕作権の擁護という姿態をとってあらわれることになる。

『明治初年農民騷擾録』によると、明治政府の農民収奪の強化は、当然に農民の強い抵抗を引き起したことがしめされている。ことに新政府反対、貢租軽減要求を原因とし『検見規則』の布達された明治三年末においては、すでにその件数・規模とも増大していることを知りうる。このことは上記の表(前ページ)をみれば明らかであろう。

この表によって明らかのように、土地関係をめぐって農民の暴動が頻発したのである。小野武夫氏は『維新農民蜂起譚』(改造社 一九三〇年七月)のなかで、一八七六年(明治九年)一二月の石川県礪波・射水・新川郡の小作一撥にふれ、これが地租改正によって地租の負担は地主の負担とされたが、地主が地租を小作人に転化したため、小作料の高率化によって生じたことを指摘されている。これに対して石川県は、一八七六年(明治十二年)一二月二八日に、つぎのような『告諭』を出している。すなわち、

『近來諸卸し地所徳米之儀に付小作人共の内往々心得違之者も有之候に付、今般告二十三番を以て及告諭候通り(地主小作人際取得の分割成規は無之候)双方相對を以て相當の請下し可致は勿論之儀に候処、原来小作人共地所含有の資力も之なく、人の地元を借受け之を耕耘し其所得の幾部を以て一家の生計を立てるものに候へば、是が地主たるもの宜しく情義に基き、慈愛を以て其努力に報ゆるに相當の徳分を附与せざるべからず、是れ一般の通義にして今更申論すべきには無候へども、万一地主其の内
地租改正の期に際し、各を一時の心得違に托し自己の威權を頼み、無慈貧慾を擅にし、謂れなく卸し地引揚様の義有之候ては第一地主たるもの情義を缺く而已ならず、小作人共に於ても忽ち一家生活を失ひ、貧富相□□するの情義を失せざる様実意に取扱可申、此旨越中国射水・礪波両郡地主共へ告諭候事』(同上三〇三〜三〇四ページ)

とされていた。明治維新以後、土地に対する支配関係は、現実の農業経営形態——地主Ⅱ小作人という形態をとってあらわれる——を反映して、地主の土地所有が強化されている。これは地主が土地を私的所有し、その土地を小作人

	徳川時代末期 石	地租改正当時 %石	大正10年~11年 %石
反当収量 (A)	1.933 (100.0)	1.933 (100.0)	2.300 (100.0)
小作料平均(コミ米ヲ入レル)(B)	1.106	1.145	1.194
年貢・地租 (C)	0.594	0.446	0.071
郡村諸掛り・地方税 (D)	0.129	0.148	0.162
地主純手取(E) = B - (C + D)	0.383 (19.8)	0.551 (28.8)	0.961 (41.8)
小作人手取(F) = A - B	0.827 (42.8)	0.788 (40.8)	1.106 (50.4)

備考 井上晴丸 地租改正と殖産興業
(日本歴史講座 5 卷) 104~105ページ

に貸与し、小作人から小作料を取立てるといふ事実の法的保障という法形態で現象化する。明治維新以後の土地立法はこうした地主の地位を強化したことは地主の小作料収入の増大によって明確化できる。⁽¹⁶⁾これは上記の表をみれば明らかであろう。

こうして一八七二年(明治五年)の田畑永代売買解禁によって、土地の自由処分が許されたということを、どのように評価したらよいであろうか。農業生産における実際の土地私有者であった地主は、金融の便、土地投機による諸利益を享受することができるよう保障された。地主は地租法の改正によって、地券上に記載された地価により、その年の豊凶による損得の危険を自己負担することになった。しかしこの反面、これまでの年貢米、諸掛、余米の全部を現物のまま小作人より受取り、これを投機的に売却することができた。これは地主が価格騰貴の利益を独占し、租税の金納化にもとづく農産物騰貴によって、実質的には租税額の軽減をみることになったことを意味した。これを小作人の側からみるならば、従来以上の劣悪の地位にたたされたことを意味している。小作人は地主の支払う地租を、転化され小作料の増大によって農業経営上の便宜をうけたに過ぎない。と同時に地主の土地に対する私有権の法認は、土地の自由処分と結びついて、ますます小作権を弱体化す

ることを結果した。⁽¹⁷⁾ こうして一八七二年(明治五年)の『田畑永代売買ノ解禁』(太政官布告第五〇号)は現実の農業生産における地主Ⅱ小作人の半封建的關係を温存するという社会的役割を果すことができたと評価することができる。たしかにこの布告は、直接に地主Ⅱ小作人の關係を作り出そうとするものではなかった。しかし、この布告が土地の自由処分を法認することによって、農業における商品Ⅱ貨幣經濟をいっそう促進し、それを普遍化するという社会的役割を果したのである。農業におけるこうした社会・経済的条件の整備こそ、明治政府の企図した地主Ⅱ小作人の關係を農村社会に固定化する——半封建的關係の温存——ことを可能ならしめたのであった。日本資本主義の後進性は、そのことによって始めて展開しえたのであり、それが日本資本主義の要求であり、従つて明治政府の要求をなしていた。こうしてこの布告は、明治政府の政治的支柱であつた産業資本家、地主の利益を確保したのである。土地所有権を法認することは、こうした社会・経済的条件を確保するための法的手段を提供するものであつたといひうる。ここから明治初年の土地所有権が、近代的地主所有権としての法的性格をもつたものではなく、まだたんに私的地主所有権としての法的性格を、もつて過ぎないとする法認識が、理論的に導き出されることになる。しかし、この土地所有権の法認が、これまでの農業生産の基本構造をなしてきた、領主Ⅱ農民の直接の關係を崩壊させたことは事実である。そして商品Ⅱ貨幣經濟の展開によって、すでに地主Ⅱ小作人の關係が発展し、農民的土地所有が事実上指向されつつあつた地域にあつても、この土地所有権の法認は、農民的土地所有を法認することにはならなかつた。土地所有権の法認は、現実の社会・経済的条件と結びついて、漸次的に地主Ⅱ小作人關係に転化させてしまい、それが日本農業の普遍的な姿態となつて固定化するという歴史的事実が、やはりこのことを例証することになる。ここでも法がその時々々の社会・経済的条件を反映するということが、同時に法自体はなお相對的に獨自性をもつて、その時々々の社会

・経済的条件に作用するという法の相対的独自性を、この歴史的事実のなかに見出すことになる。一八七二年（明治五年）の『田畑永代売買ノ解禁』（太政官布告第五〇号）は、土地所有権を法認した。しかし、現実には農業生産のもつ現実の社会・経済的条件と結びついて、地主的土地所有の法制的強化という社会的役割をもったこと。そしてそれを基礎として、明治政府の企図した寄生地主制の法制的確立を実現する道が切り開かれたのである。これは地主に対する土地の集中によって可能とされる。こうして明治維新以後の土地立法、ことに一八七二年（明治五年）以後の土地立法による土地に対する私的所有の法認が、それ自体、近代的地主所有権の法認を意味するものでなく、またすぐなくとも、それを指向するものでもなかったことが理解されるであろう。こうして土地所有権の法認は、すぐれて階級的意味をもち、従って、土地所有権は本質的に階級的性格をもつものとして把握しなければならないことが指摘できる。これはいうまでもなく権利の本質が、階級的性格をもつものとして、法によって規定されているという論理的展開に過ぎないけれども。しかしこれをさらに具体的な事例にもとづいて検証することにしよう。

(1) 水本浩 土地所有権制限の理論 ジュリスト No.372 一九六七年六月一五日号 四〇ページ

(2) 丹羽邦男 地租改正と農業構造の変化 揖西光速編 日本経済史大系第五卷△近代上▽東京大学出版会 一九六五年一月二六四ページ

(3) 平野義太郎 日本資本主義社会の機構 岩波書店 一九三四年四月 五四ページ、ウド・エッケルト 日本振興策 日本産業資料大系第二巻 五三四ページ。レトネル 日本における農業問題 邦訳九〇ページ参照

(4) 野呂栄太郎氏はこの点についてつぎのように指摘されている。すなわち、『明治維新と共に、地主及び資本家が新たな支配者として登場し得んが為めの全転化の契機となつたのは、封建的身分の制度の廃止と私有権の完全なる立法的確認とであつた。勿論、この両者は不可分の結合されて居り、而してその目的とする所は、何れも、資本主義的搾取の基礎たる独立の生産者から、生産手段及び生活資料を引き離す過程をば——従来既に徐々に行われつつあつた所を——革命的に強制的に遂行

するにあつた』(野呂栄太郎全集第一巻 五四ページ)とされている。

- (5) 平野義太郎 民権運動の發展 雄鷄社 一九四九年七月 五〇六ページ
- (6) 石井良助編 明治文化史² 洋々社 一九五四年八月 五五七ページ
- (7) 福島正夫 地租改正の研究 有斐閣 一九六二年九月 二一九ページ
- (8) 福島正夫 地租改正の研究 有斐閣 一九六二年九月 二〇七〜二〇八ページ
- (9) 石井良助 明治文化史² 洋々社 一九五四年八月 五五八ページ
- (10) 丹羽邦男 明治維新の土地変革 近代土地制度史研究叢書第二巻 お茶の水書房 一九六二年二月 二四八ページ
- (11) 福島正夫 地租改正の研究 有斐閣 一九六二年九月 二〇八ページ
- (12) 地租関係書類彙纂 史料集成第七巻 三〇四ページ
- (13) 福島正夫 地租改正の研究 有斐閣 一九六二年九月 九七ページ
- (14) これは西周・津田真一郎(真道)が和蘭ライデン大学の畢酒林(フィッティング)の口述を筆記した稿本を和訳したものである。この『性法略』によって紹介せられた性法思想は明治初年の法思想を風靡することになり、人々に多大の影響を与えることになった(明治文化研究会 明治文化全集第一三巻 日本評論社 一九二九年五月 吉野作造解題 一三ページ)
- (15) 丹羽邦男 明治維新の土地変革 近代土地制度史研究叢書第二巻 お茶の水書房 一九六二年二月 二八二〜二八三ページ。
- (16) 井上晴九教授は『地租改正と殖産興業』(日本歴史講座第五巻)のなかで、地主の取分を寄生地主の最盛期たる大正十年頃を一とすると、地租改正期はその約二分の一、幕末は三分の一であることがわかるとされている。そこから『寄生地主制の最盛期に小作料収入だけに専一化して生計を成り立たせるために、最小限水田四町歩の所有を持って足りたのに対して、地租改正当時は小作料収入だけに専一化し得るためには、おそらく二倍内外の水田の所有を必要としたものと考えられる』(同上 一〇四〜一〇五ページ)とされている。
- (17) 田辺勝正 土地制度研究 松山房 一九四二年九月 八八ページ